

奈良県葛城地区清掃事務組合公の施設の指定管理者募集要項 (か も き み の 湯)

1. 募集の趣旨

奈良県葛城地区清掃事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号。以下「手続条例」という。）第2条の規定により、かもきみの湯の設置目的を念頭に置き、安全にかつ効率的に施設を管理することができる指定管理者を募集するものです。

2. 施設の概要

- (1) 名 称 かもきみの湯
- (2) 所 在 地 奈良県御所市大字五百家^{い・う・か}333番地
- (3) 施 設 目 的 住民の健康の増進及び福祉の向上並びに多世代間の交流、心身のリフレッシュ等を図り、さらに地域の活性化に寄与することを目的として設置。
- (4) 施 設 概 要
 - ①竣工年月 平成15年3月【令和2年度に大規模改修実施】
 - ②建物構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建
 - ③建築面積 2,175㎡
 - ④延床面積 3,071㎡
 - (1階) 1,978㎡
 - (2階) 1,093㎡
 - ⑤そ の 他
 - ・公衆トイレ（建築面積69㎡）
 - ・駐車場
 - 普通車対応 215区画（内身障者用6区画）
 - 大型車対応 5区画

※施設の詳細は、「かもきみの湯指定管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載します。

3. 指定管理者が行う業務

かもきみの湯の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第2号）第16条に規定する業務及び仕様書に記載する業務とします。

4. 指定期間

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。ただし、手続条例第10条の規定により組合管理者が当該指定管理者の継続することが、適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがあります。

※今回の指定管理期間内に協議により、大規模改修工事の実施を予定しているため、数ヶ月間の休館をお願いする場合があります。

5. 管理運営の経費

かもきみの湯の管理運営については、原則として指定管理者による独立採算制を基本とします。

なお、詳細は、組合管理者と指定管理者とが締結する協定書によるものとします。

6. 指定申請の応募資格等

かもきみの湯の管理運営を行う能力を有する者で、次の（１）から（４）の条件をすべて満たしている者としてします。

- （１）団体であること。（法人格の有無を問いませんが、共同企業体等の複数の団体、法人等でグループ（以下「グループ」という。）を構成して申請することも可とします。）
- （２）団体又はその代表者及び役員が次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者。
 - イ 破産者で復権を得ない者及び拘禁刑に処せられている者。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本組合及び本組合を構成する市町から一般競争入札等の参加を制限されている者。
 - エ 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定による、指定の取り消しを受けたことがある者。
 - オ 地方自治法第９２条の２、第１４２条（同条を準用する場合を含む。）又は、第１８０条の５第６項の規定に抵触することとなる者。
 - カ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等による手続き中である者。
 - キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う者。
 - ク 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にあると認められる者。
- （３）国税及び地方税等を滞納していないこと。
- （４）かもきみの湯と類似する施設の管理運営の実績が２年以上ある者。

7. グループを構成して申請する場合

- （１）グループは、代表団体を選出し、組合とのやり取りを代表団体が行うこと。
- （２）グループには適切な名称を付け、その名称で申請すること。ただし申請書については、グループの代表団体、法人等が記名・押印すること。また、それに合わせて委任状・グループ構成員表・協定書又は契約書等の写しを同時に提出すること。
- （３）グループの構成団体全てが上記の６．（１）～（３）の条件を満たしていない場合は、応募することができません。

また、６．（４）については、グループの代表団体が該当すること。
- （４）グループの構成団体は、他のグループの構成団体となり、又は単独での申請をすることはできません。
- （５）グループは、応募に関する事務全てを代表となる団体を通じて行わなければなりません。

また、組合が当該代表となる団体に対して行った行為は、当該グループの構成団体全てに対して行ったものとみなします。
- （６）現地説明会には、グループの代表となる団体が参加しなければなりません。

8. 指定申請の応募における提出書類

次の掲げる書類（原則A4版とし、縦型綴じで応募者名を記入したもの。ただし、出来合いのパンフレット等はA4版以外でも可とします。）の提出が必要です。

（１）指定申請書

奈良県葛城地区清掃事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第1号。以下「手続規則」という。）の様式第1号

（２）かもきみの湯の管理運営について、提案説明する書類。項目により記載内容が指定期間中の年度で異なる場合は、その旨を明確に記載してください。

ア 事業計画書（手続規則様式第2号）

主な記載事項は、運営実績を有する類似施設名、施設の管理運営に当たっての考え方・手法、職員配置、年間の事業計画（自主事業計画を含む。）、トラブルへの対処方法、緊急時の対応等。

イ 収支予算書（手続規則様式第3号）

主な記載事項は、事業計画書等の指定期間中の事業に対する収支予算を計上してください。

（３）団体であること。（前項第6.指定申請の応募資格等（1））を確認するために必要とする書類。

ア 法人格を有する場合 定款又は寄付行為の写し及び登記簿に記載されている事項を証明する書面

イ 法人格を有さない場合 会則等

※前項第6.指定申請の応募資格等の（2）の項目を確認するための書類の提出は必要としませんが、後日確認することがありますので、偽って応募しないでください。偽りが判明した場合は、応募を無効とします。

（４）納税証明書

国税及び地方税において未納がないことを証明する書類

（５）団体の経営状況及び活動内容を説明する次のア、イ、ウに掲げる全ての書類

ア この募集要項の応募日に属する団体の事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに類する書類

イ 団体の過去2事業年度（令和5年度及び令和6年度）の税務申告書の写し、消費税申告書の写し及び勘定科目内訳書

ウ 会社概要、組織に関する事項について記載した書類又はこれらに類する書類

※グループ申請の場合（1）・（2）については、代表団体、法人等が全責任をもって作成し、提出してください。併せてグループ構成員表（参考様式3）・委任状（参考様式4）とグループ構成による協定書又は契約書等の写しを同時に提出してください。

（3）～（5）については、グループの構成員、全員の書類を提出してください。

9. 自主事業計画について

事業計画書に記載する「自主事業計画」については、施設の設置目的に沿った内容のものを提案してください。なお、提案される事業計画（「自主事業計画」を含む。）の内容により、仕様書に記載する開館時間及び休館日の変更は可能です。

10. 利用料金制度の採用

地方自治法第244条の2の規定に基づく「利用料金制度」を採用します。詳細は、仕様書によります。

11. 指定申請の留意事項

(1) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。

(2) 本組合が提供した資料の扱い

本組合が提供した資料は、この募集要項による応募以外の目的で使用することを禁じます。又、この応募の目的の範囲であっても、本組合の承諾を得ることなく第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

(3) 提出書類の変更の禁止

提出した書類の応募受付期限後における書類の差替え又は再提出は認めません。

(4) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をしていることが判明した場合は、応募を無効とします。又、それにより本組合が損害を受けた場合は、法的措置を講じることがあります。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類は、返却しません。提出された書類は、本事業者選定の実施に関する報告等のため必要な場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しません。

(6) 著作権

指定管理者の決定までの間、応募提案書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、本組合は、本事業者選定実施に関する報告等のため、必要な場合には応募提案書類の内容を無償で使用できるものとします。

12. 募集に関する日程

(1) 募集要項の配布期間	令和7年 9月 1日～ 9月 8日
(2) 説明会及び施設案内	令和7年 9月16日
(3) 募集要項等に対する質問の受付	令和7年 9月19日～ 9月26日
(4) 募集要項等に対する質問の回答	令和7年10月 3日
(5) 提出書類の受付期間	令和7年10月 6日～10月14日
(6) 候補者選定結果通知	令和7年12月下旬（予定）
(7) 指定管理者の指定	令和8年 2月下旬（予定）

13. 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和7年9月1日（月）から令和7年9月8日（月）まで
- (2) 配布場所 21. 問い合わせ先記載の場所で配布又は当組合ホームページにも掲載しますので必要ところをダウンロードしてください。

14. 説明会及び施設案内

応募者説明会及び施設案内を次のとおり開催します。応募予定団体は、必ず出席してください。

- (1) 日 時 令和7年9月16日（火） 午前9時から午前10時まで

※受付時間は、午前8時30分から午前8時45分まで（時間厳守願います。）

(2) 場 所 奈良県御所市大字五百家333番地

かもきみの湯2階 小会議室

(3) 当日、募集要項及び仕様書は、各自持参してください。

※説明会参加者は、1団体3名までとさせていただきます。

参加希望者は、令和7年9月11日（木）午後5時までに、参加申込書（参考様式2. 団体名及び参加人数及び参加者名を必ず記載。）を21. 問い合わせ先までファックス送信していただきますようお願いいたします。

1 5. 募集要項等に関する質問

(1) 質問書の受付方法

質問は、募集要項等に対する質問書（参考様式1）により行うものとし、持参、又はファックスのいずれかの方法で受付けます。なお、ファックス送信の場合は、送信確認の電話を必ず入れてください。

(2) 質問書の受付期間

質問書の受付期間は、令和7年9月19日（金）から9月26日（金）までとします。

※持参の場合は、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時までとします。

※ファックス送信及び確認電話は、上記記載に準じてお願いします。

(3) 質問書の宛先

21. 問い合わせ先をお願いします。

(4) 質問書に対する回答

回答は、令和7年10月3日（金）午後5時までにファックスで、質問提出者及び令和7年9月16日（火）の現地説明会に出席された団体全てに回答します。

1 6. 指定申請に係る提出書類の受付

(1) 受付期間

令和7年10月6日（月）から10月14日（火）まで

※土、日、祝日を除きます。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 書類の提出先

21. 問い合わせ先へ持参してください。

※郵送、ファックス、電子メールでの提出は認めません。

(4) 提出書類の部数

提出書類の部数は、全て正本1部、副本15部とします。

1 7. 指定管理者の選定方法

(1) 候補者の選定方法

手続条例第4条の規定に基づき、応募書類等（面接審査を行う場合があります。）により指定管理者選定等委員会において、指定管理者の候補者を選定します。

申請者が1団体であっても選定等委員会で審査し、指定管理者としての適正を判断します。

また、選定基準に適合する者がいないと判断されたときは、候補者を選定しない場合があります。

(2) 候補者の選定基準

- ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が確保されているものであること。
- イ 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の削減が図られるものであること。
- ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- エ その他組合管理者が別に定める事項。

(3) 候補者選定結果の通知

選定結果は、応募者全員に令和7年12月下旬を目途に、文書にて通知します。

18. 指定管理者の決定

指定管理者の候補者として選定された団体を、地方自治法第292条の規定により準用する同法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を奈良県葛城地区清掃事務組合議会に提案し、議会の議決を経て、かもきみの湯の指定管理者として指定します。

なお、議会の議決が得られなければ不採用となりますが、この場合において組合は一切の損害の責めを負わないものとします。

指定にあたっては、指定団体に文書で通知するとともに、奈良県葛城地区清掃事務組合公告式条例（昭和38年条例第2号）の定めるところにより告示します。

なお、奈良県葛城地区清掃事務組合議会への指定管理者として指定する議案の提案は、令和8年2月組合議会定例会を予定しています。

19. 協定の締結

指定管理者の候補者として選定された団体と細目の協議を開始し、指定の議決後、協定を締結します。

20. 配布資料

(1) この募集要項に関する本組合の例規

- ア 奈良県葛城地区清掃事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）
- イ 奈良県葛城地区清掃事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第1号）
※様式は（3）のア、イ、ウによります。
- ウ 奈良県葛城地区清掃事務組合かもきみの湯の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第2号）
- エ 奈良県葛城地区清掃事務組合かもきみの湯の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年規則第1号）

(2) この指定申請の応募の参考となる資料

- ア かもきみの湯指定管理者管理運営業務仕様書
- イ かもきみの湯年度別入浴者数
- ウ かもきみの湯年度別利用料金収入等

- エ かもきみの湯年度別光熱水費等
- オ かもきみの湯施設案内図
- カ かもきみの湯周辺地図
- キ かもきみの湯施設設備管理業務一覧等

(3) この指定申請の応募における提出書類の様式

- ア 指定申請書（手続規則様式第1号）
- イ 事業計画書（手続規則様式第2号）
- ウ 収支予算書（手続規則様式第3号）
- エ 募集要項等に対する質問書（参考様式1）
- オ 現地説明会申込書（参考様式2）
- カ グループ構成員表（参考様式3）
- キ 委任状（参考様式4）

※参考様式3・4については、グループ申請される場合に使用してください。団体単独で申請する場合は不要です。

21. 問い合わせ先

住 所 〒639-2342
奈良県御所市大字僧堂333番地

担当部署 奈良県葛城地区清掃事務組合事務局総務課（指定管理者担当）

電 話 0745-66-2700

F A X 0745-66-2900

E-mail akua@deluxe.ocn.ne.jp